

今年度末に早期退職または再任用フルタイム勤務終了等で退職する組合員の皆さまへ

[定年退職する方の手続はこれと異なります。夏の年金手続等説明会の配布資料でご確認ください。]

退職時の年金関係手続等についてお知らせ します

退職時は「退職届書」「組合員転出・異動届書」の提出を忘れずに

年金請求をスムーズに行っていただくため、退職時に**老齢厚生年金の受給年齢に達していない組合員(昭和32年4月2日以降生まれ)**は、組合員期間中の年金記録(これまでの公務員期間や給与情報等)を整備し「年金待機者」として登録する手続が必要です。

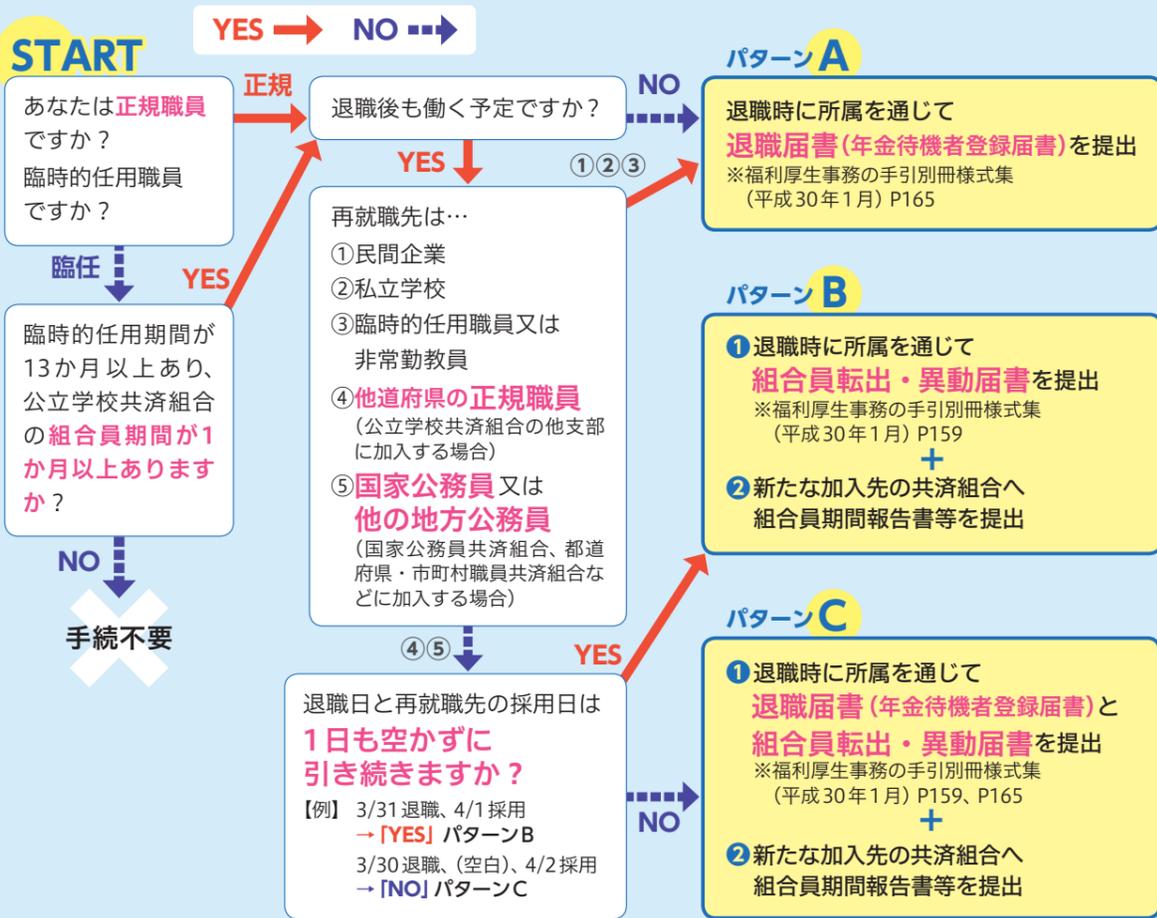


登録手続のため、「退職届書」「組合員転出・異動届書」を提出してください。

下記のフローチャートで必要な手続を確認して、所属所を通じて必要書類を提出してください。

退職時手続フローチャート

ポイント 必要な手続は「公務員共済組合期間が引き続くかどうか」で異なります



早期退職者向け年金手続等説明会(3月)のお知らせ

公立学校共済組合東京支部では、**定年退職前に早期退職する50歳以上、59歳未満の組合員の方**を対象に説明会を開催します。参加を希望する方は、当日会場へお越しください。



▶ 対象者

今年度末に退職する
昭和36年4月2日から昭和45年4月1日生まれ
(50歳以上、59歳未満)までの組合員

▶ 開催日時

令和2年3月10日(火) 10:00から
令和2年3月11日(水) 10:00から
希望する日にご参加ください。説明内容は同じです。

▶ 会場

東京都教職員研修センター B2階 視聴覚ホール
東京都文京区本郷1-3-3(水道橋)

▶ 説明内容

- ・ 公的年金制度の概要
- ・ 退職後の医療保険制度
- ・ 今後の年金手続 等

▶ その他注意事項

- ・ **事前申込は不要です。**
- ・ 詳細は1月下旬に各所属所へ通知します。

今年度末63歳以上で退職する組合員の方

今年度末の年齢が63歳以上で退職する組合員は、老齢厚生年金の受給開始年齢に達しているため、退職時に以下の手続が必要です。手続が必要となるのは、再任用フルタイム勤務を終了する方、首都大学東京を退職する方、公立学校共済組合に加入している臨時的任用教職員(産休・育休代替教職員)で任用が3月下旬で終了する方等です。該当の方には令和2年3月上旬までに請求書類を送付します。

今年度末年齢	手続	手続内容	手続方法
63歳以上 (生年月日がS32.4.1以前の組合員)	退職改定請求	すでに決定している老齢厚生年金に、退職時までの組合員期間や報酬等の記録を加算して、改めて年金額を決定します。 また、在職中に支給停止していた年金を解除します。	令和2年3月上旬までに請求書類を送付します。必要書類を添えて、期限までに提出してください。 ※退職時65歳以上の方は、退職改定請求にあわせて「年金払い退職給付」の請求手続も行います。

給与支給機関からの情報提供に基づき、対象者に書類を送付します。**退職の連絡は不要ですが、令和2年3月13日になっても請求書類が届かない場合は、東京支部給付貸付課年金担当までご連絡ください。**

注意 年金を受給するためには、請求手続が必要です。在職中に受給権が発生し、請求手続を行っていなかった方は、退職改定請求とあわせて年金決定請求手続を行う必要があります。
なお、請求書を提出後、年金の決定・支給までにはおおむね4~5か月かかりますのでご了承ください。

ねんきん基礎知識



「退職届書(年金待機者登録届書)」の提出を忘れると!?

公立学校共済組合では、老齢厚生年金の受給開始年齢になると「年金待機者」として登録されたデータを基に、請求書を送付しています。正確な登録がされていないと、請求書の送付が遅れたり、届かなかったりする場合があります。待機者登録後も、住所や氏名等に変更が生じた場合は「年金待機者異動報告書※」により、報告をお願いします。

重要な書類ですので、忘れずに共済組合へ提出してください!

※「年金待機者異動報告書」は、待機者登録完了時の通知に同封されています。

問合せ先 給付貸付課年金担当 ☎03-5320-6828